

彼我の正義と国際私法

早稲田大学教授 道垣内正人

(報告要旨) 最高裁令和3年5月25日判決は、自己の正義を絶対視し、外国における当該国の公権力行為であっても、自己の正義に反する場合には、当該外国での効力をも否定し、その否定を前提に自己の公権力行使をするとの考えに基づく判断を示した。これによれば、外国における当該外国の公権力行使の効果を否定すべく、日本で逆方向の公権力行使をすることになり、国家権力の正面衝突に至ることになる。このような報復の連鎖は可能な限り避けるべきである。一般に、4つの場合に分けて考えるべきであ

る。(1) いずれの国にも公権力行使がない場合：日本では日本の国際私法により定まる準拠法に照らして判断し、外国では別の準拠法により判断することがある。(2) 外国で当該外国の公権力行使があり、日本では公権力行使がない場合：当該外国での効力そのまま尊重し、さらに、民訴法118条の要件に準じた要件を具備する場合には、当該公権力の日本国内での効力を承認することにより、日本での準拠法に照らした評価はオーバーライドされる。(3) 外国には公権力行使がなく、日本で公権力行使がある場

合：日本から見れば、日本の公権力行使の通りとする。(4) 外国・日本の領域内で行使された公権力行使が抵触する場合：日本の公権力行使を優先させることができるが、例えば、日本の倒産手続の個別執行が禁止に反して、外国で裁判をし、債務者の財産に対して強制執行したような場合、プラグマティックに考えて、日本で不当利得返還請求は認めないという措置とすることもあり得る。

(質疑・討論) 西平等会員(関西大学)から、国際法における領域国の公権力行使の尊重と同趣旨かという質問があり、裁判が行われるか否かを問わず、評価の視座は一国に置かれ、その

国から見て外国の公権力行使の当該国で効力と視座の置かれている国への受け容れについての議論である旨回答した。寺谷広司会員(東京大学)からの国際法も主権国家体系に基づく分権秩序を前提として共存を考えているので、各国の「正義」は尊重されているとの指摘に対しては、国際法は対象が国際社会ではあるものの、国内における民法と同じく、あるべき方向としては一つの価値の体系の構築を目指しており、国際私法と同じとは言えないと考える旨回答した。その他、出口耕自会員(上智大学)および濱本正太郎会員(京都大学)から上記判決の読み方についての指摘があった。